

知っていますか？ ストーカー規制法・DV防止法が 変わります

深刻な被害が起きているストーカー行為・DV(ドメスティック・バイオレンス)の現状に対応するため、今年の6月、国会で「ストーカー規制法(ストーカー行為等の規制等に関する法律)」と「DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)」の2つの法律が改正されることとなりました。

改正されたストーカー規制法はすでに一部施行されており、今年の10月から全面施行されます。DV防止法は来年の1月に改正法が施行される予定です。

それぞれについて、主な内容をお知らせします。



**ストーカー規制法
電子メールも
規制の対象に**

ストーカー規制法は、ストーカー行為等を規制し、被害者を守るための法律です。2000(平成12)年に施行されました。

この法律では、これまで「つきまとい等」として8つの行為を規制してきました。そしてそれらの行為を繰り返すことを「ストーカー行為」として罰則を定めています。

今回の改正では、新しく電子メールが規制の対象に加わりました。現在は相手が嫌がっているのにしつこく電子メールを送信することも「つきまとい等」に含まれ、結果、次のようになりました。

- つきまとい・待ち伏せ・

- 押しかけ
 - 監視していると告げる行為
 - 面会・交際の要求
 - 乱暴な言動
 - 無言電話、連続した電話、ファクシミリ、電子メール
 - 汚物などの送付
 - 名誉を傷つける
 - 性的しゅう恥心の侵害
- また、被害者が住んでいる地域だけでなく、加害者が住んでいる地域の公安委員会からもストーカー行為を禁止する命令を出せるようになります。

DV防止法 同居している恋人の 暴力からも守られます

DV防止法は、配偶者(事実婚)による暴力を防ぎ、

ただし、最近問題になっているフェイスブックやツイッターといったSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)を使った嫌がらせについては規制の対象になっておらず、今後検討を進めていくという事です。

なお、「生活の本拠」とは、実際にそこを中心として生活をしていると認められる場所のことです。必ずしも住民票の住所と同じというわけではありません。生活の本拠であるかどうかは、様々な点から実態に基づいて判断されることになるようです。

被害者を守るための法律で、2001(平成13)年に施行されました。被害者が裁判所に「保護命令」を出すように申し立て、加害者からの接触を禁止できる制度などが定められています。

これまでこの法律の対象になつていたのは、事実婚を含む配偶者・元配偶者からの暴力でした。

今回の改正ではその範囲が拡大され、同居している恋人からのデートDVなど「生活の本拠を共にする交際相手からの暴力」も対象になります。配偶者・元配偶者の場合と同じように、外部からの発見や介入が難しく、暴力が継続的になりやすいという事情を踏まえたことです。

乳がん検診を 受けましょう



現在、日本では年間約5万〜6万人の女性が乳がんにかかると推定されています。この数は増加傾向にあり、若い世代でかかる例も増えてきています。

40歳前後を境に、乳がんで亡くなる方が増え始め、厚生労働省の統計によれば2011年には1万2731人の女性が乳がんで亡くなっています。

しかし、乳がんは自分で発見できる数少ないがんです。がんの中では比較的治療がしやすく、早いうちに見つければ、その後の生活への影響は少なくすることが出来ます。

西東京市健康課では、年度年齢40歳以上の偶数年齢の女性に、乳がん検診をお勧めしています。毎年4月1日発行の「健康事業ガイド」で詳しくご案内しておりますので、ご確認ください。

ピンクリボンとは、乳がん啓発活動を表す世界共通のシンボルです。
スカイツリー西東京が10月の「乳がん月間」に合わせ、ピンク色にライトアップ(10月1日午後6時～午前0時)されました。